

(様式1)

笠教第 54号  
令和5年 4月21日

文部科学大臣 殿

笠松町長 古田 聖人

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称  
笠松町公立学校等施設整備計画
2. 計画期間  
令和4年度～令和5年度（2年間）

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

--

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

--

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

--

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

生徒が毎日使用する学校トイレは、気持ちよく学校生活を送るために重要な場所である。近年、老朽化に伴う臭い、汚れ、暗さ等が目立つようになり、トイレを明るく安心して使える空間へと変える必要が出てきた。環境に配慮した整備(和式から洋式への変更、床や壁面の改修等)を実施し、教育環境の改善を図る。
---

#### (5) 施設の特徴に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		3 校
中学校		1 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		2 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		1 校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	有	令和3年4月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>目標の達成状況の評価するために指針を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は町のホームページ等で公表する。</p>
---

